

～派遣事業の適正な運営のために～ ご協力のお願い

この度、シテスタッフでは、派遣労働者の雇用主として、全ての派遣労働者が安心して働けるよう「労働者派遣事業の適正な運営に向けて」を作成いたしました。この宣言を確実に実行するためには、皆様との連携・協力が必要不可欠です。以下の項目について、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

1 法令遵守にご協力ください

シテスタッフは、労働者派遣法をはじめとする関係法令に抵触するおそれのある内容を含む派遣契約は締結いたしません。代表的なものとして、次に掲げる内容があります。

- (1) 港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係業務、人事労務関係業務の一部、土業等、**法令上禁止されている業務への派遣**
- (2) 派遣労働者が派遣先企業からさらに他の企業に派遣される「**二重派遣**」
- (3) 契約上は請負契約であっても実態上は派遣契約と考えられるいわゆる「**偽装請負**」

2 派遣労働者の雇用の安定にご協力ください

シテスタッフは、派遣労働者の雇用の安定性を確保するため、派遣労働者の希望に応じて出来得る限り長期での雇用契約を締結するようにしています。派遣先の皆様にも、できる限り長期の派遣契約の締結をお願いします。なお1日単位での意図的な細切れ契約は、合理的理由がない限り締結いたしません。

3 正社員としての就業を希望する派遣労働者へのご支援をお願いします

長期就業中の派遣労働者が就業中の派遣先企業での正社員就業を希望する場合には、正社員求人の有無や採用の意向確認等を行いますので、ご協力をお願いします。

4 派遣労働者の就業環境の改善・向上にご協力をお願いします

シテスタッフは、派遣労働者から派遣先におけるセクハラ、パワハラ等の相談を受けた場合には、速やかに事実確認を伺いますのでご協力をお願い致します。派遣労働者の就業上の安全・衛生を確保するため、作業上の不安、契約外での業務、無資格業等について派遣労働者から相談を受けた場合には、速やかに事実確認に伺いますのでご協力をお願いします。

5 労働者派遣の処遇向上にご協力をお願いします

派遣社員が派遣先での円滑な就業に必要と考えられる施設や設備を、派遣先労働者と同様に利用できますように配慮願います。また派遣先労働者との均衡処遇へ向けての賃金見直し等の就業評価へのご協力をお願いします。